



### 住民税を納める人 (納税義務者)

一般的に県民税と町民税を合わせて住民税と呼んでいます。  
 なお、住民税には、個人住民税と法人住民税があります。

個人住民税は、その年の1月1日現在、町内に住所があり、前年中に一定額以上の所得があった人に、所得割と均等割の合算額が課税されます。また、町内に住んでいなくても、事務所、事業所、家屋敷がある人は、均等割のみが課税されます。

法人住民税は、町内に事務所や事業所がある法人に課税されます。

住民税の納税方法には、直接窓口払い込まれる普通徴収と、勤務先の給料や年金から引かれる特別徴収とがあります。

### 住民税が課税されない人

#### ○均等割も所得割もかからない人

- ①生活保護を受けている人
- ②障害者、未成年者、寡婦(夫)で前年中の所得金額が1225万

#### ○均等割がかからない人

円以下であった人  
 前年中の所得金額が次の算式で求めた金額以下の人

▼扶養親族のない人：28万円  
 ▼扶養親族のある人：28万円×親族の人数(本人+控除対象配偶者+扶養親族)+16万8千円

#### ○所得割がかからない人

前年中の所得金額等が次の算式で求めた金額以下の人

▼扶養親族のない人：35万円  
 ▼扶養親族のある人：35万円×親族の人数(本人+控除対象配偶者+扶養親族)+32万円

### 平成30年度 国民健康保険税制改正

#### ○軽減判定が変わりました

次に該当する世帯は、被保険者均等割額と世帯別平等割額が軽減されます。

国民健康保険税の5割軽減世帯の場合、軽減判定に係る対象者一人につき乗ずる金額を27万円から27万5千円に引き上げ、2割軽減世帯では、軽減判定に係る対象者一人につき乗ずる金額を49万円から50万円に引き上げます。

#### ○課税限度額が変わりました

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を54万円から58万円に引き上げます。

## 国民年金

住民課高齢者医療年金係 ☎64-7702

### 国民年金保険料は口座振替の『早割』がお得です

国民年金の「第1号被保険者(農業や自営業者、学生など)」は、月額16,340円(平成30年度)の保険料を納めなければなりません。

保険料を納め忘れて未納のままにしていると、将来受ける年金額が減額になるほか、年金が受けられなくなる場合があるだけでなく、万が一の事故などで障害者になったときの障害年金や、一家の支え手が亡くなったときの遺族年金が受けられなくなることもあります。納め忘れていた人は早めに納めましょう。

保険料の納付には口座振替の『早割』がお得で便利です。これは、口座振替の指定日を納付期限より1カ月早めることで、1カ月当たりの保険料が50円割引になる制度です。また、一度手続きをすれば、その後は毎月の保険料が指定の預貯金口座から自動的に引き落とされるので、納め忘れの心配もありません。

この『早割』制度を希望される方は、①預貯金通帳、②預貯金通帳届出印、③基礎年金番号が分かるもの(年金手帳、国民年金保険料納付書な

ど)をお持ちの上、金融機関または年金事務所へお申し出ください。

### 国民年金の任意加入について

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国籍や職業にかかわらず、必ず国民年金に加入します。また、次の人は申し出により、任意で国民年金に加入できます。

- ①60歳から65歳未満の人で、老齢基礎年金を受けるための資格期間(保険料納付済期間、保険料免除期間、学生納付特例期間および若年者納付猶予期間を合計して10年を満たさない人や、満額の老齢基礎年金を受けられない人)
- ②昭和40年4月1日以前に生まれた人で、老齢基礎年金を受けるための資格期間を満たさない人(70歳になるまでの間で、老齢基礎年金を受けるための資格期間を満たすまで加入できます)
- ③海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人

詳しくは年金事務所にお問い合わせください。  
 前橋年金事務所 国民年金課

☎027-231-1706